

渋川市建設工事品質証明ガイドライン

1 目的

品質証明とは、受注者が工事目的物の品質を証明するために社内検査をする者（以下「品質証明員」という。）を定め、品質証明員が工事の品質を確認し証明するものである。

建設工事請負契約約款に明示されているとおり、発注者が指定した場合以外は、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めることになっており、工事目的物に関する品質の確保は、一義的に受注者にその責任がある。

このため、工事に係る自己責任の原則を徹底し、品質確保に係る受注者としての責任の自覚を促すことを目的として、品質証明制度を実施する。

2 品質証明

品質証明は、受注者が設計図書及び「群馬県建設工事必携Ⅰ・Ⅱ」等の関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたりに行うものである。

受注者は、工事の各段階（工事着手、段階確認時、材料検査時及び検査（完成、中間、出来形検査等（以下、「各検査」という。）をいう。))の事前に必要な品質の確認（以下、品質確認という。）を行い、発注者に対して工事の品質を証明する。

3 対象工事

本ガイドラインの規定は、建築一式工事にあつては当初請負金額が8,000万円以上の工事に、建築一式工事以外の工事にあつては当初請負金額が4,000万円以上の工事に適用する。

なお、適用対象外の工事であっても、品質確保に係る自己責任の徹底のため、受注者自ら本ガイドラインに準じて品質証明を実施することを妨げるものではない。

4 品質証明員

(1) 品質証明員の資格

ア 当該工事に直接関係しない受注者の社員とし、技術士又は1級施工管理技士の資格を有し、かつ当該業種の請負工事の主任技術者（監理技術者）又は現場代理人として合計5年以上の経験を有する者とする。
ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

イ 品質証明員は、必ず検査に立ち会わなければならない。

（2） 品質証明員の通知

受注者は、契約締結後速やかに品質証明員を定め、品質証明員通知書（様式第1号）を発注者に提出しなければならない。

なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

5 品質確認の実施方法等

品質証明員は、下記の内容についてチェックリスト等を用いて、施工の各段階を適切に確認する。

なお、チェックリストは、「品質証明チェックリスト」（様式第2号）を用いることを標準とするが、受注者が下記（1）～（4）の内容を確認できる様式を創意工夫のもと独自に調製し、用いることを妨げるものではない。

（1） 施工計画書

ア 施工計画書の提出前に、全ての記載事項が「設計図書及び関係図書」と整合し、「現場条件」を反映していることを確認する。

イ 変更施工計画書も同様とする。

（2） 材料仕様、施工方法、品質等管理方法

ア 主たる工種（指定仮設を含む）の工程について、「施工計画書」に記載した材料仕様、施工方法及び管理方法と整合していることを確認する。

イ 臨場により確認する工種、測定項目、規格値及び測定基準等は「群馬県土木工事施工管理基準及び規格値」（以下「管理基準及び規格値」という。）によるものとし、これにより難しい工種等は監督員と協議すること。

なお、臨場は代表箇所1回程度とする。

（3） データ確認及び実測

ア 各検査前に、出来形・品質に係る管理データ（写真を含む）の精査、実測による施工精度、能力を確認し、施工方法及び管理方法の妥当性を評価する。

イ 管理データの確認頻度等は「管理基準及び規格値」に準ずるものとし、これにより難しい場合は監督員と協議すること。

（４） 管理書類の確認

各検査前に、契約、工程、出来形、安全等に係る管理書類を精査し、施工に必要なプロセスの「契約図書及び関係図書」に基づく適性を確認する。

6 品質証明書の内容及び実施時期

受注者は、あらかじめ品質証明の内容及び実施予定時期を定め、「施工計画書」に記載しなければならない。

7 実施結果の提出等

（１） 品質証明員は、実施結果を品質証明書（様式第３号）により提出しなければならない。

なお、提出時期は各検査時とする。

（２） 品質証明員は、品質証明チェックリストを現場着手時及び各検査前に提示し、監督員の確認を受けなければならない。

また、工事完成時は検査員に提出し確認を受けなければならない。

（３） 品質証明の実施に用いた確認資料及び実施状況写真は、品質証明チェックリストに添付して各検査前に提示するとともに、完成検査時に提出しなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和５年４月１日から施行する。

様式第1号

品質証明員指定（変更）通知書

年 月 日

渋川市長 様

所在地
受注者 商号又は名称
代表者職氏名

渋川市建設工事品質証明ガイドラインの規定に基づき、下記のとおり品質証明員を指定（変更）したので通知します。

工事名			
工事場所			
品質証明員			
1	氏名・生年月日		年 月 日
	資格名		
	現場経験年数		
2	氏名・生年月日		年 月 日
	資格名		
	現場経験年数		

備考1 品質証明員は、複数名定めることができる。

2 本通知書には、記載した資格に係る資格者証の写し及び受注者との雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付すること。

3 本通知書には、現場経験年数が確認できる書面（経歴書）を添付すること。

4 押印を省略する場合は、以下に発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

発行責任者及び担当者

・発行責任者： (電話番号)

・担当者： (電話番号)

品質証明チェックリスト

工 事 名

工 期 年 月 日 ~ 年 月 日

受 注 者

証明事項	確認事項	確認内容	確認時期				備考
			着手前	施工時		完成時	
契 約	設計図書の照査	標仕第1編共通編第1章総則1-1-3の2に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	
施工体制	施工体制台帳 施工体系図	施工体制台帳、体系図の作成において、その記載内容、添付書類が適切であり、現場への備付け、掲示が適切に行われている。 (着手前、施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	建設業許可	受注者の建設業許可票の掲示が、適切に行われている。 (着手前、施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	
	作業主任者の選任	作業区分に応じ作業主任者を選任し、氏名及び作業内容等を現場に掲示している。 (着手前、施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	
施工計画	施工計画書	施工(変更を含む)に先立ち、施工計画書を提出した。 (着手前、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		記載内容が、設計図書・標仕・現場条件等を反映している。 (着手前、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		出来形・品質・安全の確保のための対策など、施工に関する工夫が記載されている。 (着手前、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	
工程管理	工程進捗の確認	計画工程と実施工程を対比し、進捗状況を把握している。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	
	見直しの実施	工程の遅れ、現場条件の変化などに対応して臨機応変に施工体制を整え、工程管理している。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	
施工管理	計画と実施状況	施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。 (着手時、施工時適宜)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	
	材料仕様確認	工事材料の資料の整理及び品質確認がなされ、管理している。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	
	測定・試験	設計図書、標仕等で定められた測定・試験を実施している。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	
	指定建設機械の確認	指定建設機械(排ガス対策型・低騒音型・低振動型)を使用している。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	
	出来形確認	施工計画書の出来形管理計画に基づき、実施している。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	
出来形管理表による出来形の確認。 (施工時適宜、完成時)			(/)	(/)	(/)	(/)	

証明事項	確認事項	確認内容	確認時期				備考
			着手前	施工時			
施工管理	品質管理	施工計画書の品質管理計画に基づき、実施している。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	
		品質管理表による出来形の確認。 (施工時適宜、完成時)		(/)	(/)	(/)	(/)
	写真管理	施工計画書の写真管理計画に基づき、実施している。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	
		写真は、分類・整理されている。 (施工時適宜、完成時)		(/)	(/)	(/)	(/)
安全管理	記録・写真	施工計画書及び社内安全管理規程等に基づき実施し、記録が整備されている。 (施工時適宜、完成時)		(/)	(/)	(/)	(/)
	安全教育訓練の実施	訓練の内容は現場の作業状況に即したもので、月毎に実施し、記録が整備されている。 (施工時適宜、完成時)		(/)	(/)	(/)	(/)
	過積載防止指導	過積載防止に取り組んだ記録がある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	
	重機操作の安全	誘導員の配置、重機作業範囲への作業員立入り禁止措置など実施した記録がある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	
	仮設材等の点検	山留め、足場等の仮設材について、点検・管理がなされ、かつ記録がある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	
	保安施設等の設置	施工計画書に基づき、的確に設置し、管理し、かつ記録がある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	
	安全パトロール	各種パトロールが実施され、指摘事項に対する是正に取り組んだ記録がある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	
環境対策 対外関係	騒音・振動・塵埃・水質汚染等の適切な処理	施工内容に即した適切な処理がなされ、記録されている。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	
	苦情に対する適切な対応	苦情に適切に対応し、その記録がある。 (施工時適宜)		(/)	(/)	(/)	
	建設副産物の適切な処理	工事で発生する廃棄物を正確に把握し、適切に処理し、マニフェスト等の記録が整備されている。 (施工時適宜、完成時)		(/)	(/)	(/)	(/)
	再生資源の適切な処理・活用	「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」が作成されている。 (着手時、完成時)	(/) □				(/) □
書類管理	指示・承諾・協議等の適切な処理	標仕に基づき適切な時期に処理され、欠落がない。 (施工時適宜、完成時)		(/)	(/)	(/)	(/)

※「標仕」は、「建設工事必携 I (契約・仕様書編) 群馬県土木工事標準仕様書」を指す。

品質証明員 確認欄

着手前	施工時			完成時

※品質証明員が署名又は押印すること

年 月 日

品質証明書

社内検査を実施した結果、建設工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書
に示された品質を確保していることを証明します。

受注者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

注 押印を省略する場合は、以下に発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載
すること。

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者： (電話番号)
- ・担当者： (電話番号)